

## 部門企画の研究協力分科会（RC-D）運営内規

2003年 2月18日技術開発支援センター制定  
2003年12月 5日技術開発支援センター一部変更  
2004年11月 1日技術開発支援センター一部変更  
2006年 3月22日能力開発推進機構一部変更  
2009年 6月22日イノベーションセンター一部変更  
2019年 2月12日理事会一部変更

### （目的）

第1条 本分科会は、研究課題を解決するための産学協同による調査研究あるいは試験研究を目的とし、部門所属・部門協議会直属の分科会など部門の活動と研究協力事業委員会の活動を結びつけ、両者のメリットを有効活用して本会与産業界との連携強化をはかる。

### （提言・採択）

第2条 部門がRC-D分科会として研究協力事業委員会に企画を提言した場合は、研究協力事業委員会は全体枠や既存分科会とのテーマの重複などを検討して、特に問題がない場合はこれを採択する。

### （設置手続き）

第3条 分科会の設置手続きは以下のとおりとする。

研究協力事業委員会は毎年5月に部門に分科会設置テーマの募集を行い、分科会設置を希望する部門は8月末までに所定の用紙により応募する。

研究協力事業委員会は、応募されたテーマ案を10月末までに審議し、11月中に可否の回答をする。採用されたテーマの申請者は翌年4月末までに分科会を設置する。

### 第4条 （運 営）

#### (1) 所属・活動

所属は研究協力事業委員会とし、活動もRC分科会の諸規程に従って行う。

#### (2) 企業の参加費

1社10万円（単年度）以上とする。

#### (3) 収支管理および事務負担金

収入・支出の管理および請求書・領収書の発行等はRC分科会の諸規程に従って事務局が行う。また事務負担金の研究協力諸経費会計への繰り入れは総収入の15%とする。ただし最低額は20万円（単年度）とする。

### （設置期間）

第5条 RC-D分科会の設置期間は2期（通計4年）を限度とする。（付則参照）

更に継続して活動を希望する場合はRC分科会へ移行する。

### （成果報告書）

第6条 RC-D分科会は成果報告書の作成義務は有しない。但しできる限り活動成果をまとめてメンバーに配布することが望ましい。

なお、活動成果物を作成した場合、本会図書室において発行後1年後に公開する。

### （本規定の改正・廃止）

第7条 本規定の改正・廃止は、本事業委員会の審議により決定し、理事会の承認を得なければならない。

〔付則〕

1. (新規RC-D分科会としての認定)

2期継続したRC-D分科会がテーマ名・主査等を変更して新規分科会として設置を希望する場合、全メンバー（参加企業を含む）の半数以上が新メンバーでなければ新規分科会として認定されない。

2. (活動評価アンケート)

RC-D分科会の参加企業へのアンケート調査は、発足1年後を目安として実施し、その活動評価を行う。